

平成 30 年度政策評価・行政事業レビュー外部有識者会合 議事概要

1. 日 時：平成 30 年 7 月 10 日（火）13:00～14:30

2. 場 所：個人情報保護委員会 委員会室（霞が関コモンゲート西館 34F）

3. 出席者

外部有識者（五十音順）：
赤羽 貴 座長
讃井 暢子 委員
高松 和子 委員
野坂 雅一 委員

行政事業レビュー推進チーム：福浦事務局次長、松本政策立案参事官、谷口企画官

4. 議事概要

（1）個人情報保護委員会の業務内容について

松本政策立案参事官から、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）の業務について、資料 1 に基づき説明。

（2）政策評価及び行政事業レビューについて

谷口企画官から、政策評価及び行政事業レビューについて、資料 2-1、2-2、2-3、参考 1-1、1-2、1-3、2-1、2-2、2-3 に基づき説明。その後、外部有識者による点検が行われた。外部有識者の主な所見は次のとおり。

① 監視・監督について

- ・ マイナンバー制度の定着のためにも、セキュリティ対策を徹底し、マイナンバー制度自体への国民の信頼を獲得することが重要になる。各機関によるマイナンバーの適正な取扱いを確保するために、着実に監視・監督が行われるよう積極的に体制強化すべき。【野坂委員】

② 広報・啓発について

- ・ EU において一般データ保護規則（GDPR）が施行されたところであるが、対策が取れている日本企業はまだ少ないのではないかと。日本企業のグローバルな対応を支援する観点からも、個人データ・プライバシー保護に関する国際的な情報については、適時適切な情報発信を行うべき。【讃井委員】

③ 国際関係について

- ・ 日 EU 間の相互の円滑な個人データ移転のための枠組みの構築に向けた EU との調整が最終段階まで進捗していることは評価。個人情報の保護を図りつつ、その国際的な流通が円滑に行われるための環境整備は、国境を越えた企業活動にとって必要不可欠である。次の課題はグローバルスタンダードの構築であり、アジア太平洋地域での動きも参考に、保護と活用のバランスの取れた国際的な枠組みの生成・発展へと働きかけていくべき。そのために、国際的な交渉などの専門性を有する人材の確保も重要。【讚井委員】
- ・ アメリカにおける個人情報・データ保護に関するレギュレーションについては、現状連邦法レベルではなく州法による規制にゆだねられているが、今後これらの州法において厳しい規律が課されてくる可能性もある。アメリカに展開する日本企業が活動する上でも、アメリカの州法について動向を注視する必要性が高まってくるのではないかと。その点も留意して活動していくべき。【赤羽委員】
- ・ 我が国でサービスを提供する海外事業者による個人情報の適正な取扱いを確保するため、問題発生時に、必要に応じて海外の関係当局と連携して迅速な対応ができるよう、引き続き協力関係の構築に努めるべき。【野坂委員】

④ 個人情報保護について

- ・ 認定個人情報保護団体は、各事業分野での個人情報保護に関する自主的な取り組みを担っており、重要な役割を果たすものである。個人情報の保護を図りつつ、利活用を推進するためには、認定個人情報保護団体がしっかりとその役割を果たすことができるよう、積極的に支援していくべき。【高松委員】

⑤ 広聴・相談について

- ・ 相談室に寄せられる相談内容は、制度への疑問点等に関する生の声という、言わば情報の宝庫なのであり、これを分析することの意義は大きい。蓄積された事例を多様な観点から分析し、国民からの問い合わせに迅速かつ的確に対応できるようにするとともに、施策の見直し等につなげることで、PDCA サイクルをしっかりと回すべき。【高松委員】

⑥ 予算執行について

- ・ 一者応札となっている案件については、要因を分析し、資格要件の緩和や入札可能性調査の実施といった対策を講じるべきである。

ただし、システムの保守等の契約は、事実上担当できる業者が限定される。このような案件は、競争入札の有効性等を慎重に検討したうえで、随意契約に切り替え、条件や価格を交渉した方が有益な場合もあり、保護評価システムについて、競争入札から随意契約に切り替え、価格交渉により契約額の引き下げを実現させたことは評価。【赤羽委員】

⑦ EBPM について

- ・ 証拠に基づく政策立案（EBPM）については、今年から各府省に EBPM を推進する責任者が置かれ、委員会事務局にも担当参事官が置かれたところ。このように体制強化が図られたことを踏まえ、行政の国民に対する説明責任を果たすため、EBPM の取組を是非進めてほしい。また、取組に対する職員の理解の向上や必要な能力（データ活用能力・分析能力）を持った人材の育成・確保にも積極的に取り組むべき。【赤羽委員】

以上の議論を踏まえ、「外部有識者の所見」として、次のとおり取りまとめられた。

- マイナンバー制度の定着のためにも、セキュリティ対策を徹底し、マイナンバー制度自体への国民の信頼を獲得することが重要になる。各機関によるマイナンバーの適正な取扱いを確保するために、着実に監視・監督が行われるよう積極的に体制強化すべき。
- EUにおいて一般データ保護規則（GDPR）が施行されたところであるが、対策が取れている日本企業はまだ少ないのではないか。日本企業のグローバルな対応を支援する観点からも、個人データ・プライバシー保護に関する国際的な情報については、適時適切な情報発信を行うべき。
- 日 EU 間の相互の円滑な個人データ移転のための枠組みの構築に向けた EU との調整が最終段階まで進捗していることは評価。個人情報の保護を図りつつ、その国際的な流通が円滑に行われるための環境整備は、国境を越えた企業活動にとって必要不可欠である。次の課題はグローバルスタンダードの構築であり、アジア太平洋地域での動きも参考に、保護と活用のバランスの取れた国際的な枠組みの生成・発展へと働きかけていくべき。そのために、国際的な交渉などの専門性を有する人材の確保も重要。
- アメリカにおける個人情報・データ保護に関するレギュレーションについては、現状連邦法レベルではなく州法による規制にゆだねられているが、今後これらの州法において厳しい規律が課されてくる可能性もある。アメリカに展開する日本企業が活動する上でも、アメリカの州法について動向を注視する必要性が高まってくるのではないか。その点も留意して活動していくべき。
- 我が国でサービスを提供する海外事業者による個人情報の適正な取扱いを確保するため、問題発生時に、必要に応じて海外の関係当局と連携して迅速な対応ができるよう、引き続き協力関係の構築に努めるべき。
- 認定個人情報保護団体は、各事業分野での個人情報保護に関する自主的な取り組みを担っており、重要な役割を果たすものである。個人情報の保護を図りつつ、利活用を推進するためには、認定個人情報保護団体がしっかりとその役割を果たすことができるよう、積極的に支援していくべき。
- 相談室に寄せられる相談内容は、制度への疑問点等に関する生の声という、言わば情報の宝庫なのであり、これを分析することの意義は大きい。蓄積された事例を多様な観点から分析し、国民からの問い合わせに迅速かつ的確に対応できるようにするとともに、施策の見直し等につなげることで、PDCA サイクルをしっかりと回すべき。

- 一者応札となっている案件については、要因を分析し、資格要件の緩和や入札可能性調査の実施といった対策を講じるべきである。
ただし、システムの保守等の契約は、事実上担当できる業者が限定される。このような案件は、競争入札の有効性等を慎重に検討したうえで、随意契約に切り替え、条件や価格を交渉した方が有益な場合もあり、保護評価システムについて、競争入札から随意契約に切り替え、価格交渉により契約額の引き下げを実現させたことは評価。
- 証拠に基づく政策立案（EBPM）については、今年から各府省に EBPM を推進する責任者が置かれ、委員会事務局にも担当参事官が置かれたところ。このように体制強化が図られたことを踏まえ、行政の国民に対する説明責任を果たすため、EBPM の取組を是非進めてほしい。また、取組に対する職員の理解の向上や必要な能力（データ活用能力・分析能力）を持った人材の育成・確保にも積極的に取り組むべき。

（以上）